



通知カードは大切に保管してください

# 個人番号を記載した「通知カード」が送付されています

個人番号（マイナンバー）を記載した通知カードが住民票の住所地に転送不要の簡易書留で送付されます。郵便局の保管期間経過などの理由で通知カードが返戻された場合は、案内文書を送付していますのでご確認ください。

## 通知カードとは

12桁の個人番号をお知らせする紙製のカードです。個人番号を提示する手続きなどで必要となりますので、大切に保管してください。

※10月2日の業務終了以降に出生届を出された人や、10月5日以降に住民票の住所変更をされた人で旧住所地で通知カードを受け取れ

ずに新たにカードを作成する人についても、準備が整い次第、地方公共団体情報システム機構から順次発送されています。

## 通知カードの記載内容に変更があったら

引っ越しなどで転入・転居届を出すときは、通知カードを提出し、カードの記載内容を変更してください。



それ以外の場合でも通知カードの記載内容に変更があったときは、14日以内に市区町村に届け出て、カードの記載内容を変更してください。

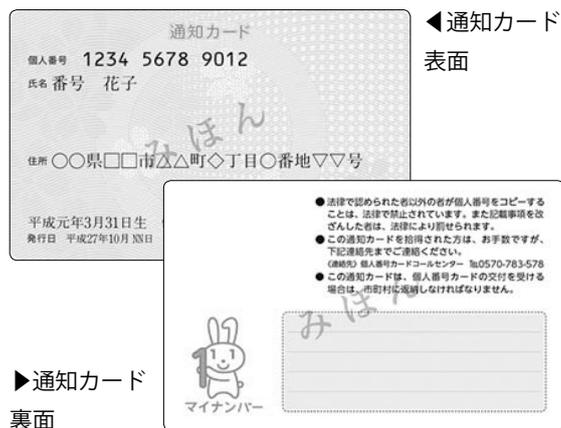
## 個人番号カードとは

個人番号カードとは、マイナンバーを記載した書類の提出や本人確認の場面で利用できる、ICチップを内蔵した顔写真付きのカードです。個人番号カードの表面には顔写真、氏名、住所、生年月日、性別、カードの有効期限が記載され、裏面には個人番号、氏名、生年月日が記載されます。また、e-Taxなどの電子申請などが行える電子証明書が標準搭載されます。

## 個人番号カードの交付を希望する人は？

通知カードが手元に届き、個人番号カードの交付を希望する人は、左記のとおり申請してください。平成28年1月から順次交付され、初回交付手数料は無料です。

## 通知カードなどのイメージ



通知カード表面

通知カード裏面



個人番号カード交付申請書表面



個人番号カード交付申請書裏面



個人番号カード表面

個人番号カード裏面

住民保険課戸籍住民相談係  
☎34・2087

## 個人番号カードの申請と受け取り方法

通知カードが手元に届いた人は、申請により個人番号カードの交付を行えます。申請方法には、交付時来庁方式と申請時来庁方式の2種類があります。

原則として、申請者本人が一度窓口へ来ていただく必要があります。

※制度開始当初は非常に多くの申し込みが予想され、窓口の混雑及び交付時期の大幅な遅れが生じる可能性がありますのでご注意ください。

### 申請時来庁方式

(個人番号カード申請時に本人確認します)

町役場に来庁して申請します。

### 申請方法

下記の必要書類を持参のうえ、住民保険課戸籍住民相談係へ来庁してください。そして、個人番号カード交付申請書や個人番号カード用の暗証番号設定用紙を記入し申請してください。

**必要書類** ・通知カード ・印鑑 ・本人確認書類(注1) ・顔写真(注2) ・住民基本台帳カード(注3)

### 受け取り方法

申請された個人番号カードは、町に届いた後に本人限定受取郵便などで送付します。(平成28年1月以降)

### 注意

申請時来庁方式で申請される人は申請時に通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)を回収します。交付までの間は通知カードによる個人番号の提示や、住民基本台帳カードをe-Taxや公的な身分証明書などに利用できなくなります。

**注1** 運転免許証など顔写真付きの公的な身分証明書をお持ちでない人は後日もう一度来庁していただく必要があります。交付時来庁方式では1回の来庁で済みますので、そちらもご検討ください。

**注2** 最近6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、無背景のもので裏面に氏名、生年月日をご記入ください。サイズは縦4.5cm、横3.5cmです。

### 交付時来庁方式

(個人番号カード交付時に本人確認します)

郵送、スマートフォンやパソコンなどで申請します。

### 申請方法

#### ●郵送での申請

通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に署名、押印し、顔写真を貼り付けて返信用封筒で郵送してください。申請書は個人番号総合サイト(  <https://www.kojinbango-card.go.jp/> )、住民保険課戸籍住民相談係の窓口でも入手できます。

その後、下記の受け取り方法を参考に個人番号カードを受け取ってください。

#### ●スマートフォンやパソコンでの申請

スマートフォンやデジタルカメラで自身の顔写真を撮影してください。

個人番号カードのオンライン申請用のサイトにアクセス、サイトに従って顔写真を登録し、必要事項を入力の上申請してください。

その後、下記の受け取り方法を参考に個人番号カードを受け取ってください。

### 受け取り方法

申請された個人番号カードは、町に届きます。その後、町から交付通知書(ハガキ)を転送不要の郵便で送付します。(平成28年1月以降)

交付通知書が届いた人は、下記の必要書類を持参のうえ、住民保険課戸籍住民相談係へ来庁し、暗証番号を設定することで個人番号カードを受け取れます。なお、通知カードと住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)は交付時に回収します。

### 必要書類

・交付通知書 ・通知カード ・本人確認書類(注4)  
・印鑑 ・住民基本台帳カード(注3)

**注3** e-Taxや公的な身分証明書などに利用しているカードのことです。印鑑証明書や自動交付機で利用している住民カードとは別のカードになります。

**注4** 運転免許証・パスポート・在留カードなど顔写真付きの公的な身分証明書のうち1点、お持ちでない場合は健康保険証・介護保険証・年金手帳・学生証などのうち2点が必要となります。



## 個人番号カードには暗証番号の設定が必要です

個人番号カードには次の暗証番号の設定が必要です。

- ① 署名用電子証明書用（e-Tax などの電子申請に利用）
  - ② 利用者証明用電子証明書用（マイナンバーなどへのログインに利用）
  - ③ 住民基本台帳事務用（個人番号カードを使った転入出などで必要）
  - ④ 券面事項入力補助用（個人番号・住所・氏名・生年月日・性別をカードから読み出し、テキストデータとして利用可）
- ※①については英数字6～16桁の暗証番号設定が必要です。
- ※②～④についてはそれぞれ数字4桁の暗証番号設定が必要ですが、同じものにすることも可能です。
- ※①・②の電子証明書の発行を希望しない場合でも、③・④の暗証番号は必要となります。

## 個人番号カードの交付申請受付時間

午前8時30分～午後5時15分  
※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

## 個人番号カードの有効期間

カード発行時の年齢	カードの有効期間	利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
20歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳以上 20歳未満	5回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳未満	5回目の誕生日	5回目の誕生日	—

※15歳未満については、署名用電子証明書は原則として発行しません。

※有効期間内でも住所、氏名などの変更で署名用電子証明書の記載事項に変更が生じたときは署名用電子証明書が自動的に失効し、電子申請に利用できなくなります。必要に応じて住所地の市区町村で新しい署名用電子証明書の発行申請をしてください。（利用者証明用電子証明書は失効しません）

※外国人住民については、住民保険課戸籍住民相談係へお問い合わせください。

窓口での住民票の写しの交付には個人番号や住民票コードを記載できません

本人や本人と同一世帯の人、もしくは、委任状があれば代理人でも請求できます。

※来庁される人の本人確認書類（運転免許証など）も必要です。

※同じ住所でも世帯が別々の場合は、委任状が必要です。

### 注意事項

●個人番号や住民票コードを記載した住民票が必要かどうか、提出先へ事前に確認してから町役場へお越しください。

●代理人による請求の場合は、本人または同一世帯の人の住所地へ郵送により交付します。代理人に対して直接交付することはできません。（法定代理人と任意代理人の別は問いません）

●自動交付機では、個人番号や住民票コードが記載された住民票を取得することはできません。

●個人番号や住民票コードを記載した住民票を提出したことによるトラブルなどについて、町では一切の責任を負えませんので、あらかじめご了承ください。

マイナンバーに関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120・95・0178（無料）

開設時間 平日⇨午前9時30分～午後10時 / 土・日曜日、祝日⇨午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）

総務省マイナンバーコールセンター

☎0570・20・0178

※開設時間はマイナンバー総合フリーダイヤルと同じ。

個人番号カードコールセンター

☎0570・783・578

※通話料がかかります。

※一部IP電話などで右記ダイヤルにつながる場合は、050・3818・1250におかけください。

開設時間 平日⇨午前8時30分～午後10時 / 土・日曜日、祝日⇨午前9時30分～午後5時30分（平成28年3月31日(木)まで、年末年始を除く）

マイナンバー制度に関する町への問い合わせ

☎32・2901（内線⇨281・282）

開設時間 午前9時～午後5時

（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

# 住民基本台帳カードと電子証明書の交付が終了します

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始に伴い、住民基本台帳カード（以下、住基カード）の交付と住基カードへの電子証明書（公的個人認証サービス）の発行（更新）は、次の日程で終了となります。

電子証明書 12月22日(火)

（それぞれ受付は午後4時まで）

※既に交付された住基カードと電子証明書は有効期間満了日まで利用できます。

※12月23日(水)から個人番号カードを取得されるまでの間は、電子証明書の発行はできませんのでご注意ください。

※即日交付するのに必要な本人確認

住基カード 12月28日(月)

※即日交付するのに必要な本人確認

## 窓口で番号確認と身元確認を行います

平成28年1月1日以降、町役場の窓口で各種申請などを行う際、個人番号の記載が求められるものについては、通知カードと本人確認書類の提示が必要になります。

これは、番号確認（正しい個人番号であることの確認）と身元確認（提示を行う人が番号の正しい持ち主であることの確認）の2つの確認を行うためです。このため、通知カードは番号確認に必要ですので、なくさないように保管していただき、手続きの際にはいつでもお持ちいただ

企画財政室総合政策課 ☎34・2083

るようになさってください。（個人番号カードを作成される場合は、1つで番号確認と身元確認をすることができます）

### 役場で申請する際に個人番号を記載する手続きって？

社会保障・税・災害対策の分野の事務のうち、法律や条例で定められた事務に個人番号が利用されます。例えば、児童手当の申請、国民健康保険の届出、介護保険の支給申請、障害者手帳の交付申請などが該当し

書類をお持ちでない人と代理人による申請については、申請受付後申請者宛てに照会書を郵送し、手続きします。終了間近に申請されると交付が間に合わない可能性もあります。早めの申請をお勧めします。

### 電子証明書を利用されている人へ

●有効期間満了もしくは満了期日が

迫っている人で、引き続き電子証明書を必要とされる場合は、住基カードに電子証明書を発行（更新）する手続きが必要になります。

●個人番号カードには電子証明書が標準搭載されます。平成28年当初に電子申請の利用予定がない人は、個人番号カードの取得もご検討ください。

※住基カードの電子証明書を個人番号カードに移行することはできません。

ます。これらの事務に関する手続きに通知カードと本人確認書類の提示が必要となります。詳しくは、広報1月号でお知らせします。

### 番号確認と身元確認に必要な書類は？

次の2種類の書類を窓口でご提示ください。他人の個人番号を用いたなりすましなどの個人番号の不正利用を防ぐための措置ですので、必ずお持ちください。

●本人または同一世帯の人が来庁した場合

- 番号確認に必要な書類（次のうち1つ）
- 通知カード
- 個人番号カード

●個人番号が記載された住民票の写し

●身元確認に必要な書類

- 顔写真入りの公的な証明書の場合
- 顔写真は1つ

(例) 個人番号カード、運転免許証、パスポート、顔写真入りの身体障害者手帳など

●顔写真なしの公的な証明書の場合

- 顔写真は2つ

(例) 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証明書など

- 通知カードは身元確認に必要な書類として利用できません。

※代理人が来庁される場合は、それぞれの手続きの担当課へお問い合わせください。